

人吉市立西瀬小学校 P T A 表彰・慶弔規程

(目的)

第 1 条

この規程は、人吉市立西瀬小学校 P T A 規約第 2 1 条の規程に基づき、P T A 会員相互の親和を深めることを目的として、これを定めます。

(経費)

第 2 条

本規程の運営のために要する経費は、P T A 予算より支出します。

(運営)

第 3 条

1 表彰について

- (1) 本会の会長として 1 年、役員及び監事として 3 年、または学年長、副学年長、地区委員を含め 5 年、会の運営活動に貢献した役員については本会を去る時点で表彰します。
- (2) その他特に表彰することが適当と認められる者については、P T A 役員の協議決定に基づいて表彰します。
- (3) 表彰は、P T A 会長及び学校長の連名で行います。
- (4) 表彰は、総会時において行います。

2 弔事について

- (1) 児童が死亡した場合は、弔慰金 5, 0 0 0 円とし、会葬します。
- (2) P T A 会員が死亡した場合は、弔慰金 5, 0 0 0 円とし、会葬します。
- (3) 会員の家屋が災害のため被害を受けた場合は、又は会員に会務による傷病が生じた場合は、P T A 役員会の協議決定に基づきます。
- (4) 学校職員の家族（配偶者及び一親等）が死亡した場合は弔電とします。

附則

本規程は、平成 7 年 4 月 2 8 日から施行します。

附則

本規程は、平成 1 4 年 1 2 月 1 日から施行します。

附則

本規程は、平成 2 1 年 4 月 1 8 日から施行します。